

湖西市農業委員会議事録（2月）

招 集 年 月 日	令和 7 年 2 月 14 日 (金)									
招 集 の 場 所	防災センター 2 階									
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会		2 月 14 日(金) 午後 2 時 00 分				議長		山本 敬博	
	閉 会		2 月 14 日(金) 午後 2 時 32 分				議長		山本 敬博	
出席並びに 欠 席 委 員 出席 12 名 (欠席 2 名) 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
	1	森 浩司	○	9	石田 勝典	▲				
	2	三浦 克明	○	10	尾崎 順彦	○				
	3	菅沼 純一	○	11	河邊 勝彦	▲				
	4	荻野 範博	○	12	深田 征宏	○				
	5	小原 正通	○	13	山本 敬博	○				
	6	内山 勝洋	○	14	山本 佐代子	○				
	7	松井 栄二	○							
	8	鈴木 真聡	○							
会議録署名委員	4 番		荻野 範博			10 番		尾崎 順彦		
職務のため出席 した者の職氏名	局 長 副主任		木下 靖義 朝倉 麻貴			次 長		吉田 善行		
会議に付した事件	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第 3 号 非農地証明願について 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 5 号 湖西市地域計画の策定について 4 報告事項 報告第 5 号 農地法第 3 条届出受理について 報告第 6 号 農地法第 4 条届出受理について 報告第 7 号 農地法第 5 条届出受理について 報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について									
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り									
備 考										

(令和7年2月定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長 みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、本日、議席番号9番石田委員、10番河邊委員より欠席の連絡を受けております。出席委員数は、定数14人のところ12人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、山本会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長 お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。それでは、ただいまから湖西市農業委員会2月定例会を開会いたします。

局 長 ありがとうございます。

ここからの進行につきましては、議長を山本会長にお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号4番の荻野範博委員、10番の尾崎順彦委員をお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第3号非農地証明願について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 非農地証明願につきまして、申請件数は1件です。申請番号1番について説明します。議案書の2ページ、番号1番、図面のNo.1、別添資料1をご覧ください。申請者は、XXXXXXXXXXです。申請地はXXXXXXXXXX

ある農地で、現状は山林で非農地となった経緯は、人手不足により耕作が行き届かず、山林化し周囲の山林と一体となってしまったとのこと。つきましては、非農地証明の基準である、「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの」として、非農地証明書の交付が適当と判断されるものと考えます。小原委員、補足説明をお願いします。

小原委員 2月1日に柴田推進委員と現地確認しました。2か所ありまして、図面のNo. 1の1というところですけども、写真で見てもらえればわかるとおり、竹林と雑木が生えています。とても農地というような状態ではなく、復旧することは難しいということで、非農地で適切ではないかということで判断いたしました。それからもう1か所、地区のの近くのところですけども、東側の田んぼがあるわけですけども、ここは蛇のように細長いところになっていまして、現況はほとんど山林ということで、農道には接していますけども農地としての価値は無いようなところで、非農地が適当と判断いたしました。以上です。

事 務 局 以上で、非農地証明願についての説明を終わります。

議 長 この案件について何か質問はございますか。

（質問がないか確認）

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第3号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第4号農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。

事 務 局 それでは、議案書4ページをご覧ください。公告予定が2月20日の農用地利用集積計画について説明いたします。利用権設定関係の内容は記載のとおりです。合計9筆8979㎡の新規であります。

次に、議案書の5ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が4筆あります。県の農業振興公社が4353㎡の農地を3名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、[]にお住まいの[]さんと、同じく[]にお住まいの[]さんに分配を予定するものです。

以上で、農用地利用集積計画についての説明を終わります。

議長 この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いします。全員の賛成によりまして、議案第4号の議案につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第5号湖西市地域計画の策定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号 湖西市地域計画の策定について説明いたします。

令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正され、それまでの、地域農業の将来像を示した「人・農地プラン」が法定化されました。法定化されたという事は、法律で作らなければならないとなったもので、国は、この計画の策定により、地域ごとに農業行う人と農地の問題を解決し、地域農業の将来を守ることを目指すものです。

本計画の策定には、令和5年度から6年度にかけ、市を5地区に分け、順次地域の話合いを行ってまいりました。そこで出た課題や将来の担い手などの情報を整理し、今回取りまとめが終わりましたので、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、農業委員会に意見聴取の依頼があったため、議案として上程します。

それでは、先にお送りした各地区の地域計画及び目標地図の概要について、議案書の「地域計画 概要」に各地区の地域計画の概要がまとめてありますので、この「地域計画 概要」に沿ってご説明いたします。

まず、「1 地域における農業の将来の在り方」について、「区域内の農用

地等面積」の「①農業振興地域のうち農用地域内の農地面積」は、地域内の農業振興地域整備計画による青地の面積を記入してあります。

「②田の面積」及び「③畑の面積」については、同計画での用途区域指定による青地の農地の内の田、畑それぞれの面積を計上しています。

「⑤区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計」については、各地区の地域計画内にある「4 地域内の農業を担う者一覧」の表の、10年後の経営面積から現状を引いたものです。

次に、「2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」について、方針については、農地の貸借が農地バンク事業に統一されることから、農地バンクの利用促進と、認定農業者への集積、集約を図っていくものです。担い手に対する農用地の集積に関する目標について、現状の数値は、現在の中間管理、利用権の地区内の合計値を入力したものです。

次に、「3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置」については、各地区での話し合いや、令和2～3年度の「実質化された人・農地プラン」策定に係る地域での話し合いを基に記入したものです。

次に「4 地域内の農業を担う者一覧」については、認定農業者及び農地バンク事業による権利設定者の氏名を記載してあります。農地バンク利用者の内、認定農業者相当（農業所得 400 万円等）を基本構想到達者、それ以外を農用地等継続利用者として表記してあります。認定農業者や農地バンク事業利用者の中には、地区をまたいで営農している者も多いため各地区に氏名がある方もいます。

次に「5 農業支援サービス事業者一覧」について、援農隊をおこなっている加納運輸を表記しています。また、新居地区については、市内他地区や市外の農業者で支援を行っている事業者を表記しています。

最後に目標地図については、農地バンク事業を活用し貸借された農地を主とし、認定農業者の所有農地の内、青地の農地及び市を通した利用権により貸借された農地を表記しています。更には、認定農業者の内、畜産事業者については、畜舎等事業地が白地であっても目標地図に位置付けています。

以上で説明を終わります。

議 長

この案件について何かご意見、質問がございますか。

(意見がないか確認)

意見がなければ以上をもって意見聴取を終了し、農業委員会としては支障なしという事でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、議案第5号につきましては、農業委員会として「支障なし」といたします。

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

それでは、議案書9ページをご覧ください。報告事項第5号について、農地法第3条の3第1項の規定による届出が6件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書11ページをご覧ください。報告事項第6号について、農地法第4条第1項第7号の規定による届出が1件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書13ページからをご覧ください。報告事項第7号について、農地法第5条第1項第6号の規定による届出が9件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書16ページをご覧ください。報告事項第8号について、農地法第18条第6項の規定による通知が2件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議 長

ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

(質疑なし)

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回の開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いいたします。

事務局 次回の定例会は、3月14日(金)午後2時からで、会場は防災センター2階となります。

(その他連絡事項)

議長 他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会2月定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉会時間 午後2時32分